

剣道部顧問 様

重大事故の報告について

標記の件について、(公財)全日本剣道連盟では、剣道の安全性を重んじ「生涯剣道」を願う観点から、重大事故の頻度およびその内容を調査・分析し、重大事故に対する対応策、予防策を策定することを目的として、(公財)埼玉県剣道連盟と全国高体連剣道専門部に対して、稽古中(授業も含む)あるいは大会・試合(練習試合も含む)・審査・講習中に発生した重大事故について届け出を行う「剣道における重大事故報告システム」を実施しています。

つきましては、下記のとおりにご報告くださいますようお願いいたします。

1. 報告の対象となる事故

剣道の稽古中(授業も含む)あるいは大会・試合(練習試合も含む)・審査・講習中に発生した事故で入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けたもの。

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染源・感染状況が部活動内を中心に、さらに稽古中(授業は含まない)あるいは大会・試合(練習試合も含む)において、剣道そのものが感染の原因と明確に断定されたクラスターの場合を目安とする。

<例>・頭部、頸部などの打撲による障害(脳震盪を含む)

- ・突きによる頸動脈損傷など咽頭部を含む障害。それに起因する二次的障害
- ・竹刀の破損による眼外傷
- ・熱中症(救急入院となった場合)
- ・アキレス腱などを含む腱断裂(入院となった場合)
- ・その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合(稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止などで入院ないし死亡した場合を含む)

2. 報告内容

別紙の重大事故報告書(様式1)と(様式2)を必要に応じてダウンロードして、顧問や指導者が必要事項を入力してください。様式1が(公財)埼玉県剣道連盟、様式2が全国高体連剣道専門部の用紙となっています。ひとつの事故が発生した場合、2枚の報告書を作成してください。記入事項の中で不明の場合は、「調査中」と記入してください。

3. 報告方法

様式1と様式2のデータを埼玉県高体連剣道専門部のホームページに重大事故報告フォームがありますので送信してください。あわせてその旨を委員長までご連絡ください。内容を確認して(公財)埼玉県剣道連盟と全国高体連剣道専門部に報告します。そこからさらに(公財)全日本剣道連盟に報告となります。

4. 報告期限

事故発生後、1週間以内を目安にお願いします

5. その他

不明な点は、埼玉県高体連剣道専門部委員長までお問い合わせください。

津坂宗秀(県立与野高等学校) TEL 048-852-4505